

欧州評議会個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約
(条約第 108 号) 諮問委員会への当委員会のオブザーバー参加

平成 29 年 5 月 26 日
個人情報保護委員会

- 欧州評議会は、個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約
(条約第 108 号) を 1980 年に採択、同条約の適用や改訂等につき提案を行う
目的で諮問委員会が設置されている。
- 諮問委員会参加国との関係構築等を念頭に、当委員会は諮問委員会に対しオ
ブザーバー資格を申請していたところ、今般、全会一致で認められることと
なった。
- これを受け、6 月 19 日から 21 日にフランス・ストラスブールにて開催予定
の諮問委員会全体会合に、事務局職員が参加する予定である。

(参考 1) 欧州評議会

- 人権、民主主義、法の支配の分野における基準設定機関として、1949 年
にフランスのストラスブールにおいて設立された国際機関。
- 加盟国は EU 全加盟国、旧ユーゴ諸国、ロシア、ウクライナ、トルコを
含む全 47 か国、日本は 1996 年からオブザーバーとして参加している。

(参考 2) 条約第 108 号諮問委員会

- 条約第 108 号は、現在、欧州評議会全加盟国、モーリシャス、セネガル
及びウルグアイの全 50 か国が批准し、諮問委員会には、条約批准国のほ
か、米国、カナダ、豪州、韓国等がオブザーバーとして参加している。